

令和4年度 事業報告書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

I. 法人の概要

II. 事業の概要

III. 財務の概要

学校法人 精華学園

私立学校法第 47 条に基づく 令和 4 年度の本法人の事業報告書は以下のとおりになります。

I. 法人の概要

1. 教育目標

精華学園は、設置する高等学校において「社会に必要とされる人材を育成する」ことを目的として、教育目標を『自立・協調・創造』と定め、自分の力でしっかりと行動できる人間、お互いの違いを尊重し相手を思いやり助け合える人間、確実な学力を身につけ柔軟な発想であたらしいものを作ることができる人間の育成に全力で取り組んでいます。

2. 学校法人の沿革

大正 15 年（1926 年）	財団法人精華学園精華実践女学校設立
昭和 4 年（1929 年）	大阪市港区から阿倍野区に移転
昭和 18 年（1943 年）	精華高等女学校と改称
昭和 19 年（1944 年）	精華高等実業女学校と改称
昭和 23 年（1948 年）	学制改革により精華技芸高等学校と改称
昭和 24 年（1949 年）	学校法人精華学園精華女子高等学校と改称
昭和 58 年（1983 年）	堺市中区辻之に泉北学舎を開校
平成 8 年（1996 年）	阿倍野学舎は泉北学舎に移転統合 精華高等学校と改称
平成 10 年（1998 年）	男子生徒募集開始し、男女共学校となる
平成 13 年（2001 年）	前期・後期の 2 学期制を実施
平成 14 年（2002 年）	精華学園フィールドセンター開設
平成 17 年（2005 年）	第 2 研修館完成
平成 22 年（2010 年）	西広場開設
令和 2 年（2020 年）	E-room 開設
令和 3 年（2021 年）	全館 ICT 化（GIGA スクール構想）完了
令和 4 年（2022 年）	新コース制度（5 コース）スタート 3 学期制スタート

3. 設置する学校

精華高等学校 普通科

所在地 〒599-8245 大阪府堺市中区辻之 1 5 1 7 番地

4. 生徒数の状況

令和 4 年 5 月 1 日現在（単位：名）

学則定員数	現員数	摘要
1080	813	

5. 役員の概要

令和4年5月1日現在
理事（定員6名、現員5名）
監事（定員2名、現員2名）

理事長（校長）	正川 昌彦（常 勤）	監 事	川西 孝（非常勤）
理 事	杉本 弘子（常 勤）	監 事	祐仙 道保（非常勤）
理 事	二階堂 和幸（常 勤）		
理 事	椋木 邦彦（常 勤）		
理 事	河内 睦明（非常勤）		

6. 評議員の概要

令和4年5月1日現在
評議員（定員15名、現員12名）

二階堂 和幸	・	森脇 雅郎	（左記2名は学校教職員）
池内 美智子	・	中西 学美	（左記2名は本校卒業生）
正川 昌彦	・	杉本 弘子	左記8名は 学識経験者
山田 哲也	・	池上 祥博	
椋木 邦彦	・	河内 睦明	
石井 基司	・	浅井 雅昭	

7. 教職員の概要

令和4年5月1日現在

教 員（教諭・嘱託・講師） 77名 職 員（常勤・非常勤） 19名

II. 事業の概要〔精華高等学校〕

1. 当年度の概要

この4月の入学生より新コース（5コース）制度での教育がスタートしました。定員を120名として将来の基盤を形成する「ニュースタダード〔NS〕コース」、英語教育に特化した「スーパーグローバル〔SG〕コース」、強化クラブの生徒で構成する「スポーツ&アート〔SA〕コース」、最新のIT関連知識を学べる「i-Tech〔IT〕コース」、他校にない実学を学ぶ「環境福祉〔EW〕コース」は、今後の本校の基幹となる教育制度です。また昨今の中学生の気質に合わせて「好きなこと、学びたいこと、楽しいこと」を求めていくコースの内容は、今後さらに充実させ、発展させていく必要があるのは言うまでもありません。

一方で令和5年度入試における生徒募集状況については、依然として厳しい状況が続いています。公立併願校の定員割れ、社会の経済状況の悪化、通信制高校の台頭等の原因がより一層顕著になってきており、一人の専願受験者を確保するだけでも相当の努力と工夫が必要になっています。出生率はますます低下しており、将来に目を向けた本校の在り方、教職員の働き方、魅力ある学校づくり等の大きな課題が山積している状況です。また新型コロナウイルス感染症は少し落ち着きを見せてきましたが、未だに教育活動に与える影響は大きく、この令和4年度も制限のあるなかでの教育活動でありました。

一方、令和4年度卒業生の進路状況については、大学90名・短大10名・専門学校96名の進学者があり、就職決定者は14名でした。この結果については、昨年度もここに挙げましたが、課題とするところが多くあり、受験者を選択される私学に成長するためには充実させていく必要があります。

2. コース別教育の強化

精華高等学校におけるコース制度の概要は、1年生が新しいコース制になったことにより、学内に旧来のコースと新しいコースの両方が存在しています。このことから教職員の動きや教育内容についても慎重に進めていく必要がありましたが、さほど混乱することもなく、順調に計画を遂行することが出来ました。

3. 各コースの概要

(1) 特進選抜コース

難関大学への進学を目標として、3か年の学習計画のもと授業はもちろんのこと特別に大学進学講座を実施しているが実績に反映できていません。他のコースより結果が求められていますが、今年度も特筆できる結果がないのが現状です。令和5年度の3年生がこのコースの最終学年になりますが、現状を打破できるような取り組みが必要です。コースの教員が中心となってよい取り組みを継続して実施していく必要があります。

(2) 特進総合コース

特進選抜コース同様に大学進学を中心としてカリキュラムが組まれていますが、こちらでも芳しい結果に結び付いていません。生徒の進学ニーズも多様化しており、大学進学を目指すコースという当初の目標にブレが出てきています。人数が多いコースだけに、今一度生徒を成長させる取り組みを考え、希望進路の実現のためのコースとしての存在意義を高める必要があります。

(3) IT 総合コース

新型コロナウイルス感染症の拡大により、ますます情報機器の利用頻度は高まっているように思われます。環境整備が終了した本校において更に発展していかなければならないコースです。ここ数年は、専門学校と関係を深め、交流を中心とした教育内容を提供してきましたが、少し他力に依存している感もあり、本校独自の取り組みを充実させていく必要があります。

(4) 環境福祉コース（2,3年生）

環境分野への興味、福祉分野への関心を社会から得る「実学」中心のコースとして運用しています。未だに新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、近隣の福祉施設やこども園などへの実習活動が制限されており、思うような実習ができていませんが、福祉に関する資格の取得などで個人の目標を達成するための努力は、徐々に成果が出ています。

(5) スポーツ健康コース

スポーツを競技としてのみとらえるのではなく、深く理念や知識を学習し、自らの人間形成に役立てることと、社会に役立つ人間に成長することを目的として学習活動に励んでいます。しかしながら、専門性を追求できておらず、少し目的意識に欠ける感があります。最終年である次年度は、このあたりを意識しながら教育活動を実施していきたいと思えます。

(6) ニュースタンダードコース

目的意識を身に付け、個々の成長を促すという目標がありましたが、この1年ではまだまだそれが達成できていません。落ち着きのない生徒も多く、日々の教育活動の重要性が認識させられました。また残念ながら途中リタイアの生徒が予想以上に多くでてしまい、この1年は、課題がはっきりした年度であったように思われます。在籍する生徒が飽きないような教育内容を検討する必要があります。

(7) スーパーグローバルコース

5名という少人数のスタートでありましたが、クラス運営的には課題が多くあります。教育内容は英語に特化したプログラムが組まれています。新型コロナウイルス感染症の影響もあって活動が制限されました。3年計画を活かして、生徒の成長を促したいと思っています。また難関大学への進学が目標に定められているため、結果重視であることも強調していきます。

(8) スポーツ&アートコース

強化クラブに在籍している生徒であるため、目的意識はしっかりしています。授業内にクラブ活動を取り入れ、今までにない教育が提供できました。学力的にも力のある生徒も多いため、どのような進学指導を実施していくかが課題です。

(9) i-Tech コース

時代にマッチした教育内容を提供しています。IT 関連の知識や技術はこれからの社会において不可欠であり、このコースに期待しています。しかしながら3年後のゴール地点の明確な姿の設定が弱い気がするため、次年度は具体的にどのような手段で生徒を成長させていくかを中心に教育活動を展開する必要があります。

(10) 環境福祉コース（1年生）

専願受験者のみで構成されるコースであるため、学びに対する姿勢は悪くありません。月に1度動物園に行って、いろいろなモノを学んだり、取り組み自体も面白いものです。生徒が飽きないような教育を提供できています。

4. 部活動の状況

徐々にではあるが、通常の活動に戻ってきています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けたこの数年間は、まともな活動ができませんでした。公式戦が再開されたり、コンクールが開催されるなど、クラブ員にとっては良い1年になったように思います。しかしながら、公立中学校では、よくニュースで取り上げられるように「クラブ活動の地域移行」が始まっており、生徒募集に大きな影響が出ました。現実中学校現場では、これまでのようなクラブ活動が実施されておらず、在籍者数も減少しているように聞いています。本校には、吹奏楽部をはじめ頑張っているクラブが沢山あるため、これまでの活動が無駄にならないような「クラブ活動の在り方」を考えていく必要があります。

5. 経営力の強化

財政の健全化と経営改善に努めています。また経営力の強化として、教職員組織それぞれの役割を明確にして効果的な教育活動を実施すること、積極的な人材登用で教職員の能力を最大限に有効活用すること、戦略面で全教職員が共有できるような到達目標を設定することで、スムーズな勤務体制を構築しています。いつの時代も、大規模法人ではない本学園は、

厳しい経営環境にあり、今後の経営力強化のためには、経営を取り巻く環境整備と学校の成長ステージに応じた無理のない教育活動の実行が、効果的で発展性のある経営戦略といえます。また厳しい経営戦略の続くなかで、今後必要となってくるのが「経営改革」を定着させることになってきます。簡単にいうと、「無駄を省き、必要事項を整理し、有効な投資を実施すること」です。今後も、永続的な経営改革に取り組んでいく所存であります。

6. 施設等の管理と整備

ICT 環境の整備が全ての学校現場に求められ、各学校法人はこれを機に新校舎を建設しています。本校では近年、内壁・トイレ等の改修工事をはじめ、E-room の敷設などで老朽化への対応をし、全館に wi-fi 環境を整え、校内の ICT 化を完了させてきました。また清掃の一部を外部業者に委託することによって、校内美化にも努めました。施設自体は古くなっていますが、来校者に良い印象を与えるためにも、校内における美化活動は重要な教育であり、清潔感を保つことが必要です。今後も継続して学校の環境整備に努めていく所存です。

7. 学校行事

新型コロナウイルス感染症の影響があるなかでしたが、京セラドーム大阪での体育祭をはじめとして、学園祭、修学旅行等の大きな行事や、各コースによる行事が開催できました。しかしながら、生徒募集イベントについては、やはり参加者が依然と比べて少なく、入学者数に大きく影響したように思います。また非常に残念なことでしたが、2 年生の修学旅行中の東京宿泊中に 1 名の生徒が持病を発症し、意識を無くし死亡するという悲しい事故が発生しました。その場の緊急対応等に問題はなかったとはいえ、学校現場としては絶対に起こってはいけない事故であるため、この事案を教訓として、より一層安全管理に努めていきます。

9. 生徒の状況

「生徒指導面」に関しては、昨今の社会においては、保護者に対しての説明責任、危機管理等の実践が様々な場面で問われる時代であり、すべてのステークホルダーに対して、良好な関係を構築していく必要があります。また、学校教職員の問題行動は、学校の存続自体に大きな影響を与えかねないことを十分に理解したうえで、生徒を向き合うことが必要になっています。幸い、大きな問題が発生することはありませんでしたが、それでも日々悩みを抱えた生徒による問題行動や素直でない態度が垣間見え、指導に苦慮することが多いのが現実です。教職員も固定概念を捨て、対応策や指導法などを学習しながら勤務することが必要です。また、モラル、コミュニケーションの低下による「いじめ」「からかい」の早期発見と早期指導を校内全体で共有して、大きな問題に発展させないことが重要です。

10. その他

令和 4 年度より旧来の 3 学期制による教育活動が始まりました。行事がスムーズに進行しやすく、教職員にとっても働きやすい環境になったように思われます。また今年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を多く受けましたが、逆に協働体制はしっかりと構築できたように思っています。

Ⅲ. 財務の概要

財務状況

令和 4 年度の生徒数は昨年度と比べ約 35 名の増加でありました。収入については、これにより、昨年度より収入増となりました。支出については、施設関係でトイレ改修・防球ネット等の工事費、経費関係では、電気代高騰、物価の上昇等が重なり厳しい結果となっております。

1. 財産目録

令和 5年 3月31日

(単位 円)

科 目	部 門	摘 要	金 額
土地	高校		1,409,471,696
建物	高校		751,523,781
構築物	高校		5,782,907
教育研究用機器備品	高校		33,020,767
管理用機器備品	高校		1,395,525
図書	高校		44,616,632
車両	高校		8,885,581
退職給与引当特定資産	高校		85,962,891
減価償却引当特定資産	高校		50,000,000
電話加入権	高校		425,854
施設利用権	高校		5
長期前払金	高校		354,750
現金預金	高校		452,807,774
未収入金	高校		18,925,648
修学旅行費預り資産	高校		18,465,146
預け金	高校		14,470
前払金	高校		1,491,110
資 産 合 計			2,883,144,537

退職給与引当金	高校		85,962,891
長期未払金	高校		5,089,920
未払金	高校		33,982,801
前受金	高校		35,250,000
預り金	高校		10,681,943
修学旅行費預り金	高校		18,465,146
負 債 合 計			189,432,701
差 引 正 味 財 産			2,693,711,836

2. 貸借対照表

令和 5 年 3 月 3 1 日

(単位 円)

	科 目	本年度末	前年度末	増 減
資産の部	固定資産	2,391,440,389	2,415,414,434	△ 23,974,045
	流動資産	491,704,148	574,479,242	△ 82,775,094
	資産の部 合 計	2,883,144,537	2,989,893,676	△ 106,749,139
負債の部	固定負債	91,052,811	96,884,616	△ 5,831,805
	流動負債	98,379,890	134,516,779	△ 36,136,889
	負債の部 合 計	189,432,701	231,401,395	△ 41,968,694
純資産の部	基本金	4,782,928,823	4,735,647,187	47,281,636
	繰越収支差額	△ 2,089,216,987	△ 1,977,154,906	△ 112,062,081
	純資産の部 合 計	2,693,711,836	2,758,492,281	△ 64,780,445
負債及び純資産の部 合 計		2,883,144,537	2,989,893,676	△ 106,749,139

(注記)

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

授業料の徴収不能に備えるため、期末未収授業料等に対し、徴収不能実績率に基づく徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

期末要支給額344,786,350円から(公財)大阪府私学総連合会よりの交付金相当額を控除した金額の100%を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

修学旅行費預り資産及び修学旅行費預り金に係る収入と支出は総額により表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

な し

3. 減価償却額の累計額の合計額

2,468,056,775 円

4. 徴収不能引当金の合計額

92,264 円

3. 資金収支計算書

令和 4 年 4 月 1 日

令和 5 年 3 月 3 1 日

収 入 の 部			(単位 円)	
科 目	予 算	決 算	差 異	
学生生徒等納付金収入	361,900,000	361,956,266	△	56,266
手数料収入	13,319,400	13,341,600	△	22,200
寄付金収入	7,500,000	8,611,653	△	1,111,653
補助金収入	409,535,000	431,828,984	△	22,293,984
資産売却収入	0	0		0
付随事業・収益事業収入	7,600,000	7,606,936	△	6,936
受取利息・配当金収入	20,000	9,906		10,094
雑収入	37,900,000	39,388,137	△	1,488,137
借入金等収入	0	0		0
前受金収入	33,450,000	35,250,000	△	1,800,000
その他の収入	106,667,000	106,337,998		329,002
資金収入調整勘定	△ 57,050,000	△ 57,167,912		117,912
前年度繰越支払資金	487,633,690	487,633,690		
収 入 の 部 合 計	1,408,475,090	1,434,797,258	△	26,322,168

支 出 の 部			(単位 円)	
科 目	予 算	決 算	差 異	
人件費支出	639,990,000	637,464,860		2,525,140
教育研究経費支出	159,550,000	156,746,207		2,803,793
管理経費支出	68,050,000	66,197,806		1,852,194
借入金等利息支出	0	0		0
借入金等返済支出	0	0		0
施設関係支出	40,900,000	40,847,535		52,465
設備関係支出	7,120,000	7,035,602		84,398
資産運用支出	18,704,000	18,467,136		236,864
その他の支出	87,050,000	86,816,829		233,171
〔予備費〕	5,000,000			5,000,000
資金支出調整勘定	△ 23,500,000	△ 31,586,491		8,086,491
翌年度繰越支払資金	405,611,090	452,807,774	△	47,196,684
支 出 の 部 合 計	1,408,475,090	1,434,797,258	△	26,322,168

4. 事業活動収支計算書

令和 4 年 4 月 1 日

令和 5 年 3 月 3 1 日

(単位 円)

科 目			予 算	決 算	差 異
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	361,900,000	361,956,266	△ 56,266
		手数料	13,319,400	13,341,600	△ 22,200
		寄付金	7,500,000	8,611,653	△ 1,111,653
		経常費等補助金	404,122,000	426,708,984	△ 22,586,984
		付随事業収入	7,600,000	7,606,936	△ 6,936
		雑収入	17,600,000	19,073,239	△ 1,473,239
		教育活動収入計 ①	812,041,400	837,298,678	△ 25,257,278
	事業活動支出の部	人件費	617,990,000	615,113,817	2,876,183
		教育研究経費	218,050,000	215,082,970	2,967,030
		管理経費	78,450,000	76,566,648	1,883,352
		徴収不能額等	30,000	39,662	△ 9,662
		教育活動支出計 ②	914,520,000	906,803,097	7,716,903
	教育活動収支差額		△ 102,478,600	△ 69,504,419	△ 32,974,181
科 目			予 算	決 算	差 異
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	20,000	9,906	10,094
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計 ③	20,000	9,906	10,094
	事業活動支出の部	借入金等利息	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計 ④	0	0	0
	教育活動外収支差額		20,000	9,906	10,094
経常収支差額		△ 102,458,600	△ 69,494,513	△ 32,964,087	

(単位 円)

科 目			予 算	決 算	差 異
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	5, 413, 000	5, 120, 000	293, 000
		特別収入計 ⑤	5, 413, 000	5, 120, 000	293, 000
	事業活動支出の部	資産処分差額	410, 000	405, 932	4, 068
		その他の特別支出	0	0	0
		特別支出計 ⑥	410, 000	405, 932	4, 068
	特別収支差額		5, 003, 000	4, 714, 068	288, 932
〔予備費〕 ⑦		5, 000, 000		5, 000, 000	
基本金組入前当年度収支差額		△ 102, 455, 600	△ 64, 780, 445	△ 37, 675, 155	
基本金組入額合計		△ 50, 600, 000	△ 47, 281, 636	△ 3, 318, 364	
当年度収支差額		△ 153, 055, 600	△ 112, 062, 081	△ 40, 993, 519	
前年度繰越収支差額		△ 1, 977, 154, 906	△ 1, 977, 154, 906	0	
基本金取崩額		0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 2, 130, 210, 506	△ 2, 089, 216, 987	△ 40, 993, 519	

(参考)

事業活動収入計 (①+③+⑤)	817,474,400	842,428,584	△ 24,954,184
事業活動支出計 (②+④+⑥+⑦)	919,930,000	907,209,029	12,720,971

監 査 報 告 書

学校法人 精 華 学 園
理事会 ・ 評議員会 御中

令和 5 年 5 月 12 日

監 事 祐 仙 道 保 印

監 事 川 西 孝 印

私達は、令和4年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1. 監査概要の手続

(1) 会計監査について

帳簿並びに関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続を用いて、計算書類の正確性を検討した。

(2) 業務監査について

理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務報告を聴取し、関係書類閲覧等必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

(1) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録の数値は、当然会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状況を正しく示していると認める。

(2) 理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

令和5年度 理事（5名）・監事（2名）

役 員	氏 名
理事長	正川 昌彦
理 事	正川 昌彦
理 事	二階堂 和幸
理 事	棕木 邦彦
理 事	杉本 弘子
理 事	高添 陽一
監 事	祐仙 道保
監 事	飯銅 健一

令和5年度 評 議 員 （11名）

評 議 員	氏 名
評議員	二階堂 和幸
評議員	森脇 雅郎
評議員	池内 美智子
評議員	中西 学美
評議員	池上 祥博
評議員	正川 昌彦
評議員	杉本 弘子
評議員	棕木 邦彦
評議員	石井 基司
評議員	浅井 雅昭
評議員	高添 陽一

学校法人精華学園の役員及び評議員の報酬等に関する規程

学校法人精華学園寄附行為に定める役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等については、次のとおりとする。

第1条 役員等の報酬等については、次表のとおりとする。

区 分	報 酬 等	備 考
理事長	月額 750,000円	常勤である場合
理事・校長	月額 550,000円	常勤職員の給与規程の適用を受ける者はいずれか多い方の額を支給する。
常勤理事	月額 250,000円	
非常勤理事 及び監事	日額 15,000円 交通費 3,000円	出席日ごとに支給する。但し、常勤職員に対しては、支給しない。
評議員	日額 10,000円 交通費 3,000円	

第2条 理事長、理事・校長及び常勤理事の通勤手当及び期末手当については、常勤職員の給与規程を準用して支給する。

2 理事長、理事・校長及び常勤理事の役職手当については、理事会で審議し、理事長が定める。

3 非常勤理事長については、別途定める。

第3条 役員等の退職金については、次表のとおり定める。

区分	退職金支給割合	備 考
役員	50,000円×在職年数	常勤職員の給与規程の適用を受ける者は、その規程によって支給する。又、職務に異動があった場合は、それぞれの期間で計算する。
評議員	30,000円×在職年数	

2 在職年数については、この規程の施行の前日までの期間は、算入しない。又、1年未満の端数がある時は、7か月以上は、1年として計算する。

3 第1項に規定する退職金の支給については、退職時に行う。

第4条 退職功労金について、特に必要な場合は、この規程施行前の期間も考慮して、理事会で審議し、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月29日から施行する。

この規程は、平成21年12月9日から施行する。

別 紙

報酬等に関する規程第2条第2項に定める理事長、理事・校長及び
常勤理事の役職手当

区 分	役職手当(月額)	備 考
理 事 長	60,000円	権限と責任に見合う役職手当を支給する。
理事・校長	50,000円	従前から常勤職員の給与規程に基づき 役職手当(50,000円)が支給されている。
常勤理事	15,000円	当該報酬規程が制定される以前には、常勤職 員の給与規程に基づき一部役職手当が支給 されていた例がある。

備 考

・平成24年3月14日理事会承認、平成24年度から施行

寄 附 行 為

学校法人 精華学園

学校法人精華学園寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は、学校法人精華学園と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を大阪府堺市中区辻之 1 5 1 7 番地に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 精華高等学校 全日制課程 普通科

第三章 役員及び理事会

(役 員)

第五条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 六人
- 二 監事 二人

- 2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第六条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 校長
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 二人
- 三 学識経験者のうち理事会において選任した者 三人

- 2 前項第一号及び第二号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第七条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第八条 役員（第六条第一項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第九条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一をこえる者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第十条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了。

二 辞任。

三 死亡。

四 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長職務)

第十一条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第十二条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十三条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第十四条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第六号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第十五条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(業務の決定の委任)

第十六条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第十七条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

- 3 利益相互取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

（評議員会）

第十八条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、十五人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

（議事録）

第十九条 第十七条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

（諮問事項）

第二十条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 三 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 四 寄附行為の変更
- 五 合併
- 六 目的たる事業の成功の不能による解散
- 七 寄附金品の募集に関する事項
- 八 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第二十一条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十二条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 二人
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、理事会において選任した者 二人
- 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 十一人

2 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第二十三条 評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十四条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了。
- 二 辞任。
- 三 死亡。

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十五条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十六条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十七条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第二十八条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第二十九条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第三十一条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十二条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十三条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十四条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為(以下この項において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、請求があった場合(役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(役員の報酬)

第三十五条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第三十六条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十七条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第三十八条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 大阪府知事の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第三十九条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第四十条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て大阪府知事の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十一条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、大阪府知事に届け出なければならない。

第八章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第四十二条 この法人は、第三十四条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十三条 この法人の公告は、精華学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十四条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第四十五条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第四十六条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則 この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成八年四月一日から施行する。

附 則 この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成十一年四月一日から施行する。

附 則 この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成十七年四月一日から施行する。ただし、この寄附行為の施行の際、現に役員及び評議員である者の任期については、第八条第一項の規定及び第二十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の五年とする。

附 則 この寄附行為は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 この寄附行為は、大阪府教育長の認可の日から施行する。

平成二十九年五月二十二日から施行する。（第三十五条一部改正）

附 則 この寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。